

Ⅱ－４ いじめ防止基本方針

第１条 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

第２条 基本理念

- (１) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (２) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

第３条 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

- (１) 人権教育の推進
人権に関するホームルーム活動や人権講演会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (２) 特別活動の充実
ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

第４条 いじめの未然防止のための取組み

- (１) 教育相談体制の充実
クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。
- (２) 生徒への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてクラスＳＨ、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。
ＳＮＳ等インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることについて、外部講師による講演会を実施し、生徒の理解を深めるよう努める。

第５条 いじめの早期発見のための取組み

- (１) 自己チェックシステムの活用
生徒は毎日の生活を振り返るための自己チェックを行い、それをクラス担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- (２) 学校生活アンケート・いじめアンケートの活用
「学校生活アンケート」もしくは「いじめアンケート」を毎月実施し、生徒一人ひとりの状況を適切に把握する。
- (３) 保護者との連携
日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。
- (４) 外部機関との連携
越前警察署(スクールサポーター)や越前市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

第６条 いじめの早期解決に向けた取組み

- (１) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たるなどの早期対応を行う。被害生徒に対して、スクールカウンセラーをはじめとする専門機関と連携した継続的なカウンセリングを行うなど、メンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしていることを確認するとともに、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること
- ・被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

（２）保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

（３）外部機関との連携

必要に応じて、越前警察署（スクールサポーター）や越前市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および越前警察署等と連携して対処する。

第7条 いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員） 校長、教頭、生活部長、学年主任、当該学級担任、教育相談担当、養護教諭、その他委員会が参加を求める教員

（活 動） ・いじめ問題対応の年間計画の作成

・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取組みの点検・評価

・いじめが疑われる事案に対する対応指針を検討し、いじめの認定を行う

なお、緊急の事案に対応する際には、校長、または教頭、および構成員の2名以上の出席による、「いじめ対策委員会実務部会」を置くことができる。

（２）いじめ対策委員会いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対策委員会いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解消に向けた取組みを行う。

（構成員） 生活部長、学年主任、教育相談担当、当該学級担任、その他関係教職員

（活 動） ・正確な事実確認の把握、情報収集（加害者、被害者からの聞き取り）

・当該いじめ事案の対応方針や役割分担の決定とスクールカウンセラーをはじめとする専門機関と連携した支援策の実行

・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

第8条 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

（２）「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

第9条 学校評価における留意事項等

（１）いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取り組みやいじめの未然防止のための取り組みに関すること。
 - ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

平成 26 年 3 月 26 日 策定

平成 31 年 5 月 1 日 改定

令和 3 年 3 月 19 日 改定

令和 6 年 9 月 1 日 改定